

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月

私は、平成3年1月20日に勤務していた会社を退職し、同年2月1日に再就職した。申立期間の国民年金保険料については、専業主婦であった妻が、夫婦二人分を支払った記憶がある。後日、社会保険事務所へ年金の継続がきちんと行われているか確認したところ、「欠落期間はない。」との返答ももらっている。妻は納付済みとなっているのに、自分の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は平成3年6月に完了していることが確認できる上、申立人夫婦の供述内容を踏まえると、申立人の国民年金加入手続も、ほぼ同時期に行われたものと推認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間が納付済みとなっている上、A市が保管する被保険者名簿の「検認記録」欄には、申立期間について「不要」の印が押印されており、行政側の納付記録管理に不自然な点が見受けられる。

さらに、平成11年9月から同年11月までの期間については、申立期間と同様にその前後が厚生年金保険加入期間となっているが、夫婦とも国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年3月まで

妻と二人でA市役所に赴き、国民年金保険料の納付状況について確認を行った際、保険料の納め忘れの期間があることに気づき、結婚後の未納期間について、夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。

納付書は、市役所において発行してもらい、銀行を通じて納付したと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金加入手続時の状況（加入時期・場所、市役所担当者とのやりとり等）に係る申立人の妻の記憶は、鮮明かつ具体的であり、基本的に信用できる。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月又は同年12月に夫婦連番で払い出されたと推測されることから、当該時点では申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、当時、A市では、過年度保険料に係る納付書（様式）を備え付けていたとしており、申立人の妻の保険料納付方法に係る主張に矛盾点は無い。

加えて、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和50年4月から53年7月までの国民年金保険料をすべて同一年月日に納付していることが確認でき、夫婦一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案326

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

昭和36年ころに国民年金に加入し、保険料は、A市職員の集金により納付していた。時期ははっきりしないが、納付した期間は4、5年間で保険料は月額100円だった。苦労して支払っていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する被保険者名簿から、申立人は、昭和35年12月に国民年金（任意加入被保険者）への加入手続を行ったと推認できることから、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料の納付方法、納付金額等に係る記憶は鮮明かつ具体的であり、A市への照会結果から、申立人の主張どおり、市職員の集金による納付が可能であったことが確認できる上、納付していたとする金額も当時の国民年金保険料と一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案327

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から同年7月まで

私は結婚するまでA県B町に住み、同居していた両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、昭和40年10月の結婚を機にC市D区に引っ越した際、同区役所窓口で国民年金の住所変更の手続きを行い、以後、自分で保険料を納付するようになった。

昭和41年8月に就職するまでは、D区及びその後引っ越したE市においても、自宅に来る役所の女性集金人を通じて保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と比較的短期間であるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和40年度の印紙検認記録を見ると、40年4月から同年11月までの分についてはA県B町の検認印が押印され、同年12月分についてはC市D区の検認印が確認できることから、同区役所において国民年金の住所変更手続きを済ませ、以後、自ら国民年金保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間当時、C市D区及びC府E市においては、申立てどおり、区役所等の集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できる。

さらに、申立期間直前の昭和40年12月分の国民年金保険料については、社会保険庁の記録では、当初、未納とされていたものが、平成19年12月27日付けで納付済みと訂正されていることなど、行政の納付記録管理事務に不自然な点が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年12月まで

私は、義父に勧められ、昭和40年か41年頃にA市B区役所にて国民年金に加入した。その際に制度発足時までさかのぼって支払う旨を伝えたが、3年分しか支払うことができないと言われ、区役所窓口にて支払った。その際、窓口担当の女性職員がノートに私の名前や住所を記入していたことを鮮明に記憶しており、支払ったことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以降に未納期間は無く、60歳到達までの360か月分をすべて納付していることなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載された同手帳の発行日及び昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料に係る検認記録などから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は41年3月に行われたものと推定され、当該時点では、申立期間のうち、39年1月から40年12月までの保険料については、現年度保険料及び過年度保険料として納付可能である上、当時、A市B区役所担当窓口では、現年度保険料の収納及び過年度保険料に係る納付書の備え付けが行われていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出されたと推定される41年3月の時点では、時効により納付できない期間である上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和39年1月から40年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認
められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

昭和42年11月に結婚し、A市Bへ転居した。妻が夫婦二人の手帳を持って市役所へ行き手続をした。国民年金保険料は、何か月かまとめて農協か信用金庫で納付していた。また、何年かまとめて一括で支払った覚えもある。領収書ももらっていたし家計簿もつけていたが、どこかへいって不明となっている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直前の6か月間（昭和46年4月から同年9月までの期間）については過年度納付していることから、保険料を一括で支払ったことがあるとする申立人の主張は基本的に信用できる。

2 一方、申立期間①については、申立人が、当該期間について国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月以降に払い出されたものと推測され、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市への照会結果では、当時は訪問による集金方式であったとしていることから、申立人の記憶する国民年金保険料の納付方法と相違している。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

昭和42年11月に結婚し、A市Bへ転居した。私が夫婦二人の手帳を持って市役所へ行き手続をした。国民年金保険料は、何か月かまとめて農協か信用金庫で納付していた。また、何年かまとめて一括で支払った覚えもある。領収書ももらっていたし家計簿もつけていたが、どこかへいって不明となっている。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直前の6か月間（昭和46年4月から同年9月までの期間）については過年度納付していることから、保険料を一括で支払ったことがあるとする申立人の主張は基本的に信用できる。

2 一方、申立期間①については、申立人が、当該期間について国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月以降に払い出されたものと推測され、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、C県D町で別番号(〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇)が払い出された

形跡はあるが、当該番号は取り消されており現在は欠番となっている。

さらに、A市への照会結果では、当時は訪問による集金方式であったとしていることから、申立人の記憶する国民年金保険料の納付方法と相違している。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から42年11月までの期間及び43年6月から45年夏ころまでの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から42年11月まで
② 昭和43年6月から45年夏ころまで

昭和39年2月、夫婦で姉を頼ってA市B町に転居し、義兄であるC氏の経営するC事業所に就職した。その後、同氏が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするC氏は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月ころに払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人と姉夫婦は同じA市内に居住していたものの、それぞれ別の地区に居住(住民登録)しており、A市への照会結果等から、両夫婦が同じ納付組織を通じて国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことや、申立期間の保険料について特例納付又は過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から42年11月までの期間及び43年6月から45年夏ころまでの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から42年11月まで
② 昭和43年6月から45年夏ころまで

昭和39年2月、夫婦で義姉を頼ってA市B町に転居し、義兄であるC氏の経営するC事業所に就職した。その後、同氏が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするC氏は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年12月ころに払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人と義姉夫婦は同じA市内に居住していたものの、それぞれ別の地区に居住(住民登録)しており、A市への照会結果等から、両夫婦が同じ納付組織を通じて国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことや、申立期間の保険料について特例納付又は過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案333

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から60年6月まで

国民年金については、私が20歳になった時に勤務していたAという会社の社長であるB氏と一緒にC市役所の窓口に出向き、加入手続を行った。

また、国民年金保険料については、会社から支払われる給料から保険料を天引きしてもらい、従業員がD銀行を通じて納付していたはずである。

また、申立期間のうち、1回くらいは自分でC市役所の窓口に行って国民年金保険料を納付した記憶もある。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先事業所の社長であったと見られるB氏は、申立人の国民年金加入手続に同行した記憶が無いとしている上、申立期間当時、給与関係事務を担当していた従業員も既に死亡したと供述していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、同氏は、事業所が従業員の国民年金保険料を給与から天引きしていたという話を聞いたことはなく、当時の給与台帳等も震災により焼失したとも供述している。

さらに、E市への照会結果によると、申立人の国民年金手帳記号番号（現基礎年金番号）は、同市において、平成8年2月6日に職権により払い出されたものであるとしている上、C市への照会結果においても、申立人が申立期間当時に居住していたとするC市F区及び同市G区では、国民年金への加入記録が確認できないとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から6年1月までの期間、6年3月から同年6月までの期間、6年9月から同年11月までの期間、7年1月から同年2月までの期間、8年4月、8年6月、8年8月、8年11月並びに9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月から6年1月まで
② 平成6年3月から同年6月まで
③ 平成6年9月から同年11月まで
④ 平成7年1月から同年2月まで
⑤ 平成8年4月
⑥ 平成8年6月
⑦ 平成8年8月
⑧ 平成8年11月
⑨ 平成9年3月

昭和52年4月ごろ、母親が国民年金への加入手続をして保険料を支払ってくれていた。昭和57年ごろにA市B町から同市C町へ引越をした際、母親から引き継いで自分で保険料を支払い始めたが、D銀行E支店の私名義の口座から口座振替による方法で支払い始め、申立期間を通してずっと口座振替で納付してきた。

家計簿等証明する資料は残っていないが、調査の上、納付期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間すべてに係る保険料を銀行の口座振替により納付したと説明しているが、申立期間は9回と多数である上、申立期間⑤

から⑨までの期間は近接しており、このように多数回にわたって行政及び指定金融機関が事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、D銀行の回答によると、申立人が口座振替に使用していたとする預金口座について、平成3年12月から9年3月までの申立期間を含めて国民年金保険料が振替納付された記録は無く、当該口座以外に申立人名義の口座は無いとしており、銀行口座振替により保険料を納付していたとする申立人の主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの期間及び61年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から61年6月まで
② 昭和61年10月から63年3月まで

申立期間については未納となっているが、昭和54年以降、旧A町役場（現 B市）の国民年金担当窓口において、妻の分と一緒に申請免除手続を行ったはずであり、妻のみ申請免除となっていることに納得できない。申立期間を申請免除の承認期間として、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は、昭和62年12月以降に行われたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、当該時点では、申立期間①及び申立期間②のうちのほとんどの期間が申請免除期間として承認できない期間である。

また、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①と②の間の昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料が63年10月5日付けで納付されているが、当該期間が当初未納であったことを示す「過年度納付」として処理されていることが確認できる上、申立人が共に申請免除手続を行ったとする配偶者の記録を見ると、当該期間を含めた61年度（昭和61年4月から62年3月までの期間）すべてが申請免除となっており、申立内容と矛盾する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案336

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から49年6月まで

国民年金への加入手続にA市役所に行くというBさんに私の国民年金加入手続を一緒に頼んだ。

過去数年分の未納期間について、A市役所から電話連絡があり、夫が市役所で言われた金額の納付書をC銀行D支店で数回支払った。納付したのは確かであり未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月6日に事前交付されていることから、当該時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を頼んだと主張するBさんは、50年11月2日に国民年金に任意加入しており、申立人の主張と相違している。

さらに、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間直後の昭和49年7月から50年12月までの国民年金保険料が、51年9月22日付けで過年度納付されていることが確認できるが、当該時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月10日から19年8月1日まで
私は、昭和17年1月にA株式会社に入社して以降、22年1月まで継続して同社に勤務していた。申立期間中は、準社員として同社B工場の研究第2課及び試験課に配属されており、野戦電話の試験業務を行っていた。当該期間を労働者年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚等として記憶している者に申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認することができる。

しかし、C社会保険事務所が保管する厚生年金保険番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号（現基礎年金番号）は、昭和19年8月1日にA株式会社C工場において新規に払い出されていることが確認できる。

また、申立事業所では、当時の人事記録、賃金台帳等を保管していないものの、当時の被保険者名簿（労働者年金保険制度発足当初からの被保険者が登載されたもの）を保管しており、当該台帳の昭和17年から20年までの期間における資格取得者を確認しても、20年11月1日付けで申立人と同姓同名の者が厚生年金保険被保険者資格を取得する前に、申立人の氏名等は登載されていないとしている。

さらに、A株式会社本社を管轄するD社会保険事務所では、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を保管しておらず、現存している健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、昭和20年11月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している前に、申立人の氏名等は登載されていないとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料が無い上、申立人が記憶している同僚等（7名）については、連絡先等が不明であり、供述を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月12日から30年9月21日まで
昭和26年3月、A株式会社に就職し、30年9月に退職した。

平成19年7月社会保険事務所で厚生年金保険被保険者加入期間を照会したところ、申立期間について、昭和30年10月17日に脱退手当金が支給済みとなっている回答をもらった。私は、脱退手当金の請求をしたことも、受け取ったこともない。脱退手当金は受け取っていないのだから、申立期間を年金額の計算期間となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時の同僚からは、「退職時に脱退手当金の説明があり、会社が手続きしていた。」旨の供述がある上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があると考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月から同年8月まで
② 昭和39年7月から同年10月まで

私は、先輩の紹介で昭和35年2月にA株式会社に就職し、同年8月まで勤務した（申立期間①）。

また、昭和39年7月から同年10月までは、B株式会社に勤務していた（申立期間②）。

2社で勤務した当時の同僚も記憶しており、勤務していたことは間違いなく、2社での勤務期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社（現在は株式会社C）に係る申立期間①について、申立人が記憶している当時の同僚の供述等から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当時30人ほど働いていた。」としているが、当時の複数の同僚からは「当時、下請けや臨時の方もおり、保険に加入しない者もいた。」旨の供述があり、勤務していた者すべてが同社において、厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

また、申立人が記憶している同僚から聴取しても、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない上、申立事業所では、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は保管されていないなど、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和34年1月1日資格取得の健康保険記号番号700番から36年1月4日資格取得の健康保険記号番号745番までに申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い。

- 2 B株式会社に係る申立期間②について、申立人が記憶している当時の同僚の供述等から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している当時の同僚からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない上、申立事業所は既に合併により消滅しているため、申立事業所の申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を確認することができないことなど、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和39年2月3日資格取得の健康保険記号番号51番から40年2月10日資格取得の健康保険記号番号71番までに申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。